県民の皆様へ感染対策のお願い











五輪観戦はテレビで。 いつも一緒にいる人と



医療機関に早めの相談・受診をお願いします!

<u>発熱や体のだるさ、味やにおいがしない</u>などの症状がある場合には、**かかりつけ医や**近くの **医療機関にまずは電話でご相談ください**。

かかりつけ医がない場合はこちら

受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747

第85回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和3年8月5日(木) 18:30 ~ 場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター 災害対策本部会議室

- 1 議事
- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) まん延防止等重点措置及び重点措置区域以外の区域における県の取組について
- 2 資料
- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】福島県非常事態宣言
- 【資料3】まん延防止等重点措置及び重点措置区域以外の区域における県の取組に ついて

第85回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

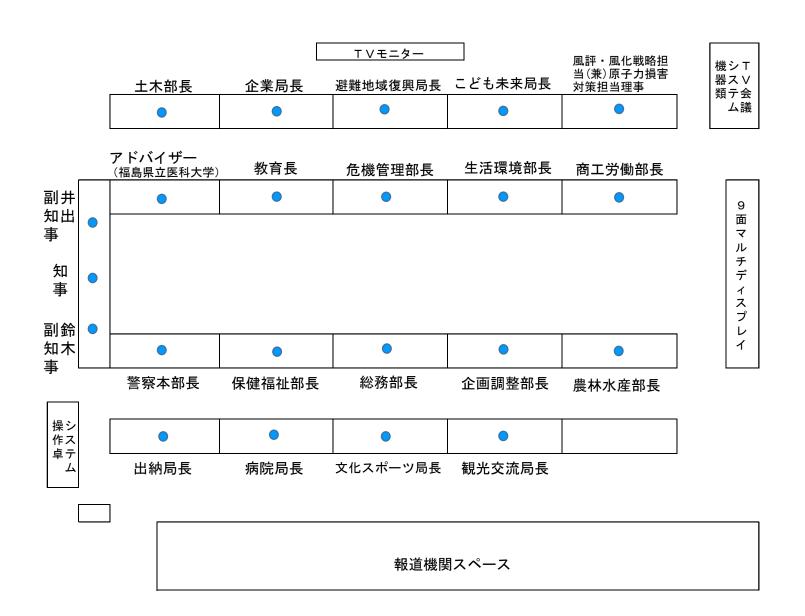
【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考		
1		知 事	内 堀 雅 雄			
2		副知事	鈴 木 正 晃			
3		副知事	井 出 孝 利			
4	総 務 部	部 長	戸田 光昭			
5	危機管理部	部 長	大島 幸一			
6	企 画 調 整 部	部 長	橘清司			
7	避難地域復興局	局 長	守 岡 文 浩			
8	文化スポーツ局	局 長	小 笠 原 教 子			
9	生活環境部	部 長	渡辺 仁			
10	保健福祉部	部 長	伊 藤 剛			
11	こども未来局	局 長	鈴 木 竜 次			
12	商工労働部	部 長	安 齋 浩 記			
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守			
14	農林水産部	部 長	小 柴 宏 幸			
15	土 木 部	部 長	猪股 慶藏			
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾			
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理事	白 石 孝 之			
18	企 業 局	局 長	佐々木 秀三			
19	病 院 局	局 長	安達 和久			
20	教 育 委 員 会	教 育 長	鈴 木 淳 一			
21	警察本部	本 部 長	和 田 薫			
0	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学 教 授	金 光 敬 二			

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 次 長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部	総括担当 次 長	菅野 俊彦	
3	新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部	総括班長	有我兼一	
4	新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部	総括班長 (兼)医療 対策班長	金成 由美子	
5	新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部	医療対策 班 長	玉 川 啓	

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

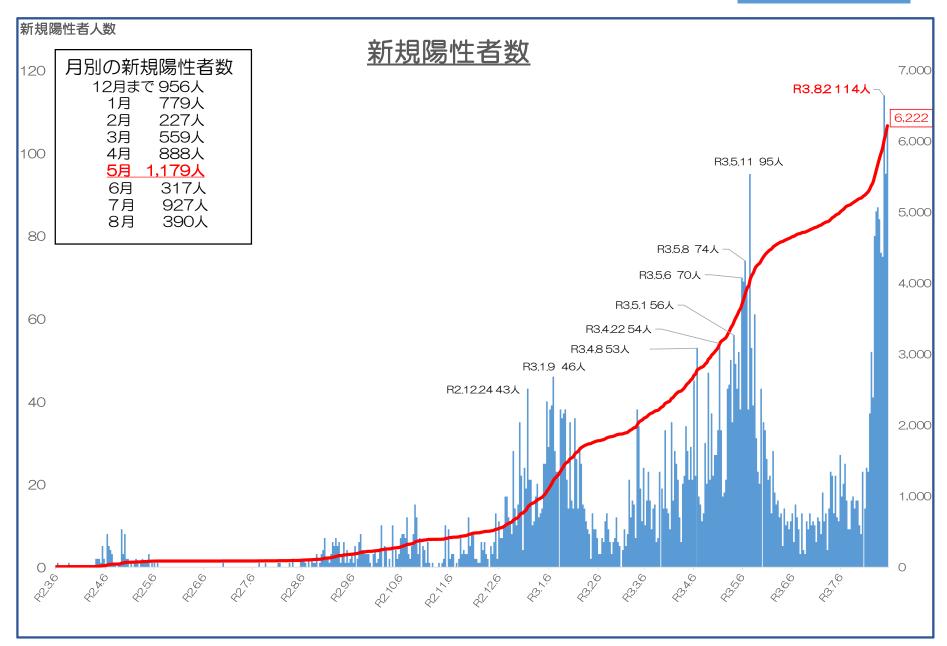


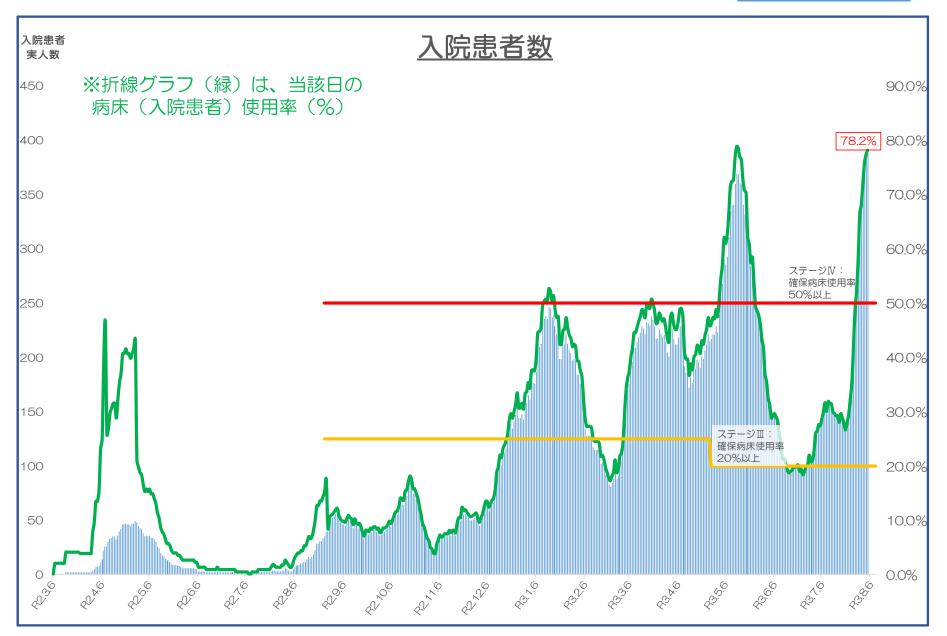
福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

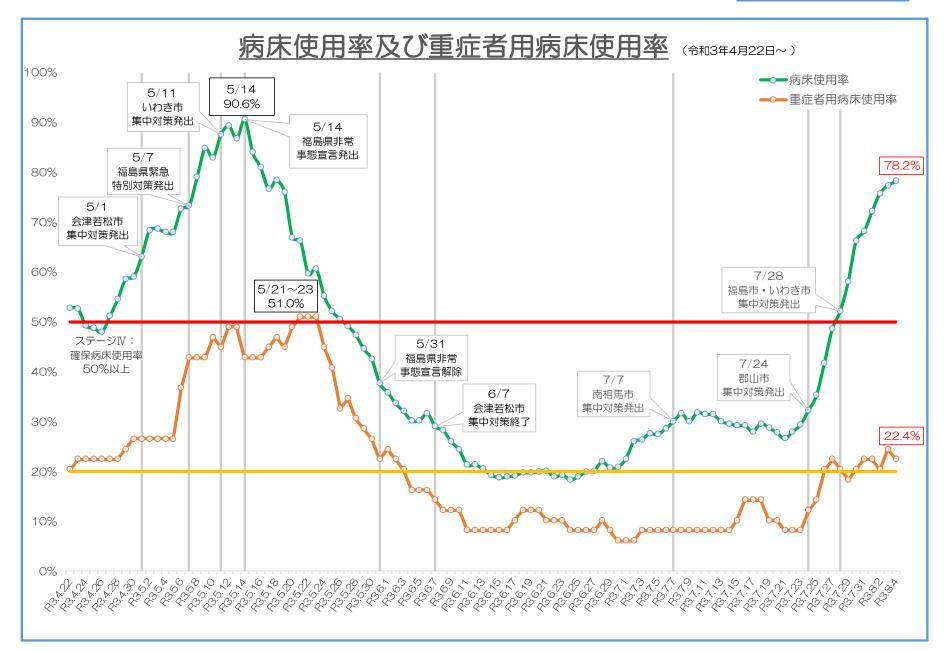
令和3年8月4日現在

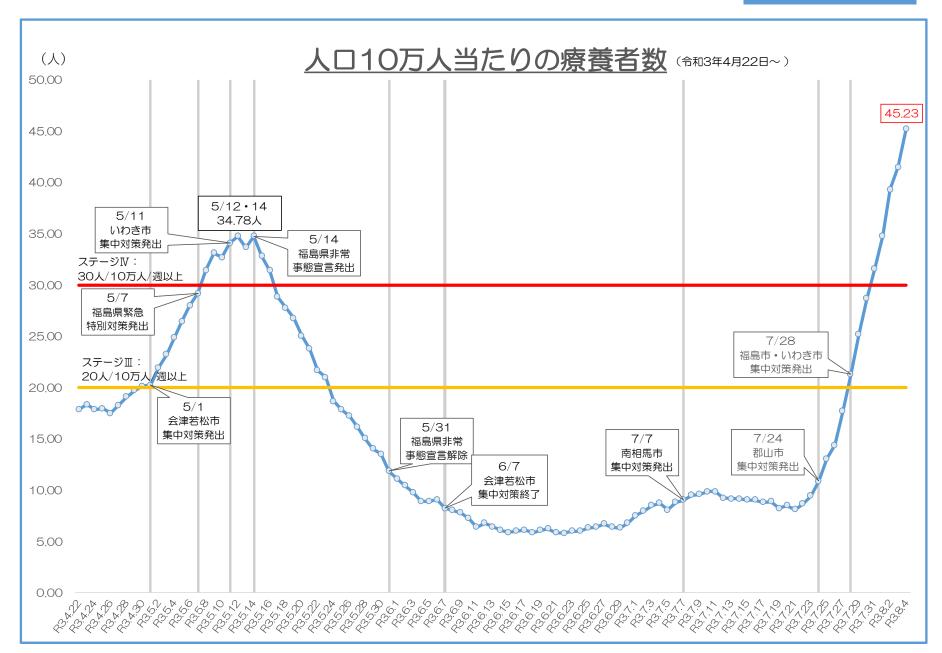
【感染者の状況】

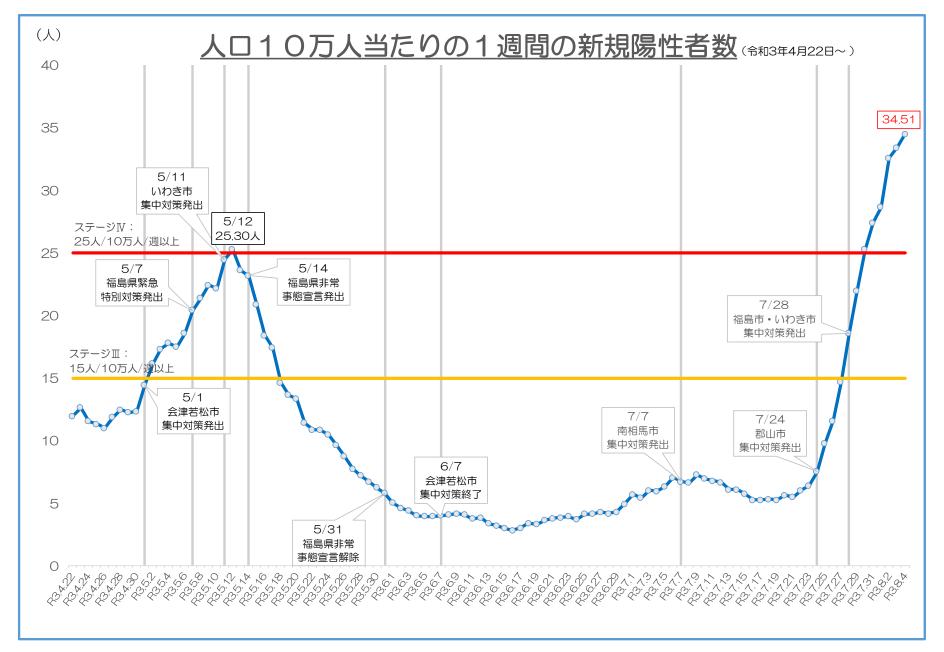
○陽性者数と内訳		○療養者の状況	
陽性者数	6,222人	入院者数	388人
(うち死亡者数	162人)	(うち重症者数	11人)
		宿泊療養施設入所者数	162人
(性別)		自宅療養者数	183人
男性	3,415人	療養先調整中の人数	102人
女性	2,807人	○退院・退所者等数(死亡者含む)	5,387人
(年代別)			
10歳未満	316人	【病床等の状況】	
10代	539人	確保病床数	496室
20代	1,080人	(うち重症者用病床数	49室)
30代	861人	病床使用率	78.2%
40代	939人	(うち重症者用病床使用率	22.4%)
50代	875人	宿泊療養確保室数	277床
60代	703人		
70代	440人		
80代	327人		
90歳以上	135人		
その他	7人		

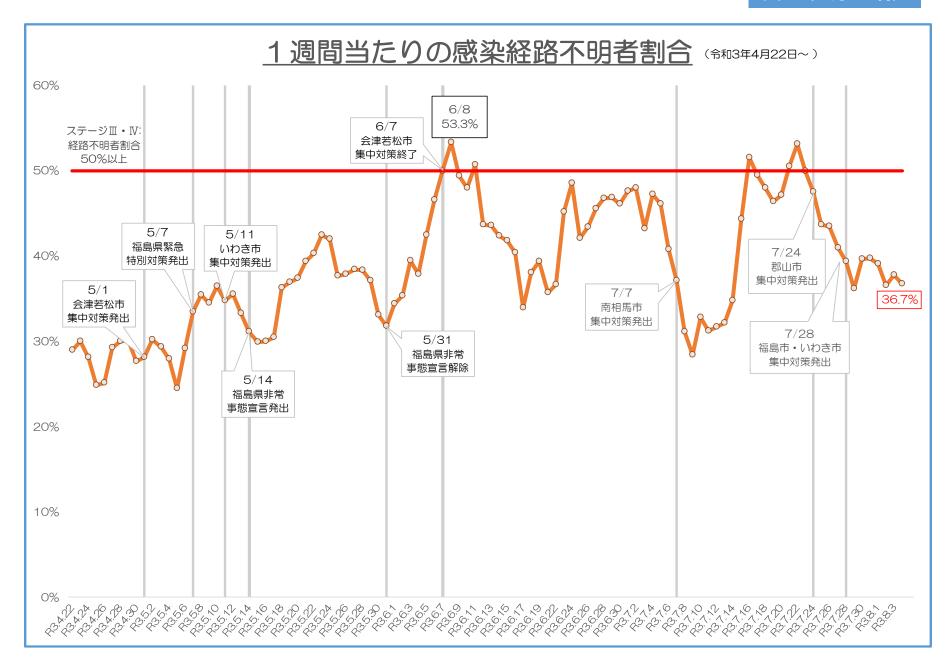




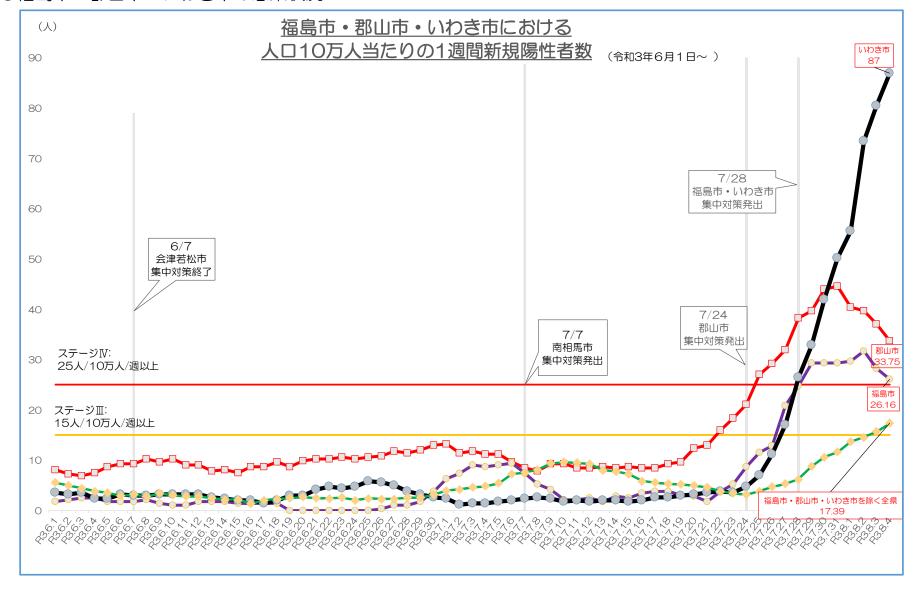




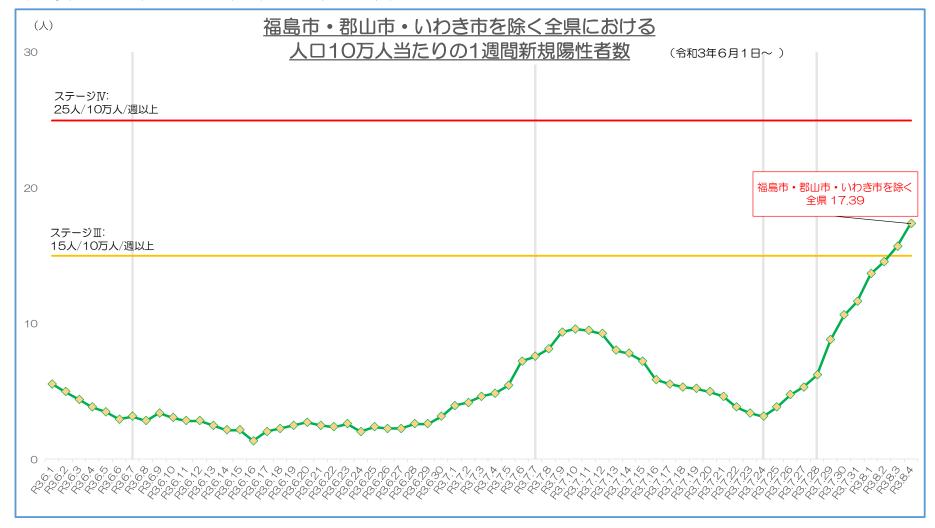




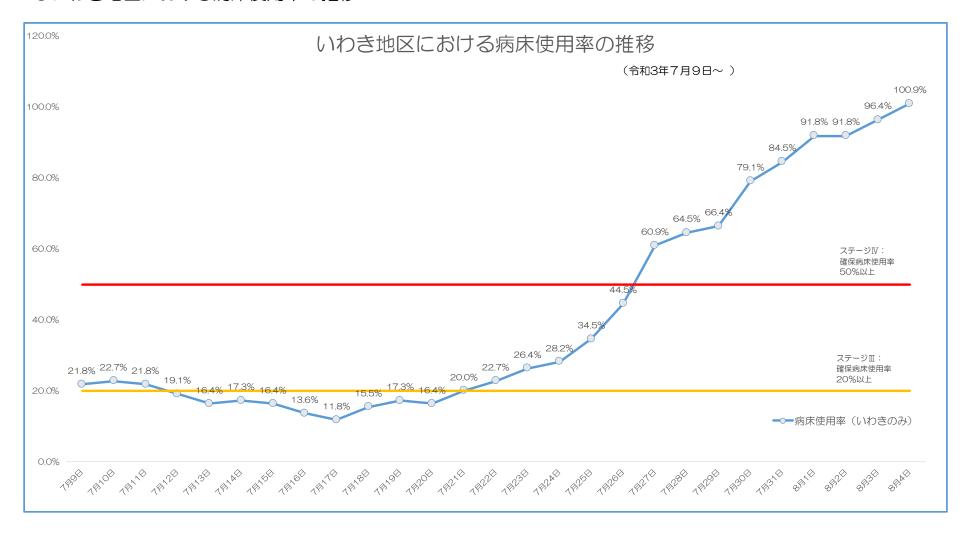
〇福島市・郡山市・いわき市の感染状況

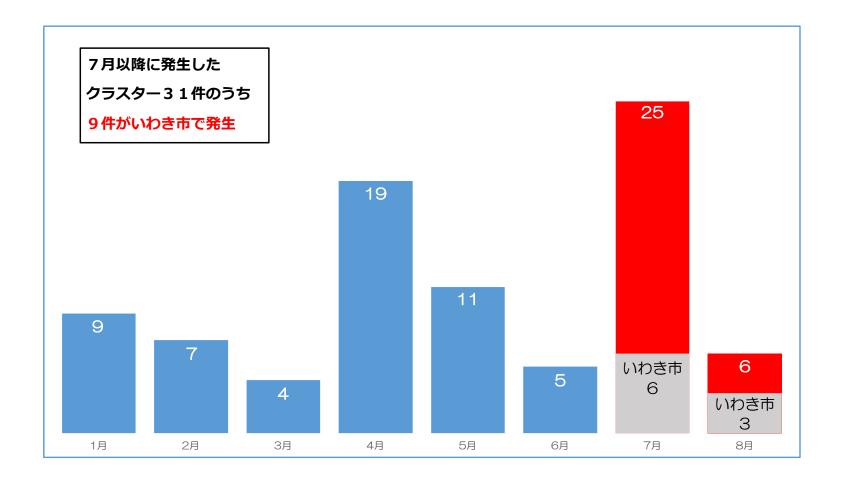


○福島市・郡山市・いわき市を除く全県の感染状況



○いわき地区における病床使用率の推移





【参考(政府分科会指標)】 医療提供体制等の状況(医療提供体制等の負荷・感染の状況)					令和3年8月4日現在 (R3,7,29 ~R3,8,4)		
	医療提供体制等の負荷				感染の状況		
	①病床の逼迫具合			②療養者数	3PCR	④新規陽性者数	⑤感染経路
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	医療	重症者用病床	7 10万人当たり 、	陽性率 (1週間)	, 10万人当たり , /1週間	不明割合 (1 週間)
	確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率	,	(1週间)		(1週間)
ステージⅢ	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上	50%以上
	(100/496床以上)	(入院者数/療養者数)	(10/49床以上)	(370人以上)		(277人以上)	
ステージⅣ	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上	50%以上
	(248/496床以上)	(入院者数/療養者数)	(25/49床以上)	(554人以上)		(462人以上)	
①令和3年8月4 本県の現状 (南近1 海関)	¹	46.5%	22.4%	45.23人	5.5%	34.51人	36.7%
本県の現状 (直近1週間)	78.2% 〔 <u>388床</u> 〕	46.5% (388人)	22.4% 「 <u>11床</u> 〕		5.5% (637件)		
(7/29~8/4)	496床	835人	49床	[835人]	11,604件	[637人]	〔 <u>234人</u> 637人〕
②令和3年7月2	8日現在						
本県の現状	52.2%	65.9%	20.4%	21.29人	4.5%	18.58人	39.4%
(直近1週間) (7/22~7/28)	〔 <u>259床</u> 496床	〔 <u>259人</u> 〕	<u>10床</u> 49床	〔393人〕	(<u>343件</u> 7,705件	〔343人〕	〔 <u>135人</u> 〕 343人〕
③令和3年7月21日現在							
本県の現状	26.6%	(88.0%)	8.2%	8.13人	1.6%	5.47人	50.5%
(直近1週間) (7/15~7/21)	〔 <u>132床</u> 〕	〔 <u>132人</u> 〕 150人〕	(<u>4床</u> 49床	〔150人〕	(101件 6,268件	〔101人〕	〔 <u>51人</u> 101人〕

資料 2

福島県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

(令和3年8月8日~31日)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

		まん延防止等重点措置	重点措置以外の区域における 対応(県の独自対策)
X	域	いわき市【重点区域】	その他の地域
期	間	令和3年8月8日(日) ~8月31日(火)	令和3年8月8日(日) ~8月31日(火)
適	用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項	特措法第24条第9項

令和3年8月5日 福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内

○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでくだ さい。[いわき市] (特措法第31条の6第2項に基づく要請)

〇感染リスクの高い行動は控えてください。

- ・不要不急の外出は自粛してください。
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と<mark>少人</mark> 数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。
- ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

〇基本的な感染対策を徹底してください。

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手 指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 (特措法第24条第9項に基づく要請)。

いわき市(重点区域)

その他の 地域

飲食店等の皆様へのお願い

内容

- 〇営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。
- ○酒類の提供の自粛(終日)をしてください。
- 〇カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗
- 〇特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。
- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨・入場者の感染防止のための整理及び誘導・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
- ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)

いわき

市

(特措法第31 条の6第1項、

第24条第9

請)

項に基づく要

その他

の地域

(特措法第 24条第9

項に基づく

要請)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり3万円~(売上高に応じて))

- ■相談窓口 いわき地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時~17時)
- -◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については <u>https://ichijishienkin.go.jp/</u>
- (酒類の提供は、午前11時~午後7時)

○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。

〇店舗や施設の<mark>感染防止対策を徹底</mark>してください。(業種別ガイドラインの遵守)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗

・接待を伴う飲食店・酒類を提供する飲食店

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり2.5万円~(売上高に応じて))

■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分~17時30分)

全地域 上記以下で平指直により影音を支げた中小法人寺に一時金を支配します。 ■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分~17時30分) 19

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

内

容

(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)

○営業時間を短縮(午後8時まで)してください。

(イベント開催の場合は午後9時まで)

【対象】詳細は次ページのとおり

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】

協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり))

※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。

(延床面積1.000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)

いわき市

(特措法第24条第9 項に基づく要請)

〇店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。

- ·入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってくだ さい。
- ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。
- ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。
- ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。
- ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設	(1	000㎡超の施設)	
1寸足人/九/天/心议	(1		

施設の種類	施設例			
映画館等	映画館、プラネタリウム			
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】			
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等			
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等			
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】			
飲食店向け時短協力金の対象と なる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等			

イベント関連施設(1,000㎡超の施設)

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニス場、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

【重点措置区域内の県有施設について】営業時間短縮の要請の対象となる施設は、原則休業の方針とします。₂₁

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

- 〇イベント等の開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守し、 感染防止対 策を徹底してください。
 - ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
 - ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消 毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
 - ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。
- 〇広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開 催する場合は、県に事前に相談してください。
 - 電話 0 2 4 5 2 1 8 6 4 4 (受付時間9時~17時)
 - 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口
- 〇以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数	開催時間	
大声での歓声・声援がないことを前提に 開催するもの 〇クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝 統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会等 〇飲食を伴わないもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの のロック・ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブ等 でのイベント等	午後9時まで (全地域)
収容定員の100%と5,000人のいずれ か少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれ か少ない方を上限	

全ての事業者の皆様へのお願い

- 〇職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染 防止対策を徹底してください。
 - ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
 - ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注 意してください。
 - ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。
- 〇ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等 を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。 ※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いします。
- 〇出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご 協力ください。

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底し てください。

(感染リスクの高い活動の例)

- ○感染防止対策が徹底できないサークル活動
- ○大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う 学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感 染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。